

---

## 熱中症対策について (令和 8 年 8 月 17 日時点報告)

---

令和 8 年 8 月 27 日  
大臣官房環境保健部企画課 熱中症対策室

# 目次

---

- 1. 今年度の熱中症対策**
- 2. 熱中症対策小委員会における検討状況**
- 3. 令和8年熊本地震への対応**

---

# **1. 今年度の熱中症対策**

---

# 暑さ指数（WBGT）について

政府・環境省では、暑さ指数（WBGT）に基づいて施策を行っている。

暑さ指数（WBGT）とは（WBGT : Wet Bulb Globe Temperature）

人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、

**気温、湿度、日射・輻射、風**の要素をもとに算出する指標



暑さ指数（WBGT）測定装置

## 熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報について

|      | 熱中症警戒情報                                                                                                                                                                                | 熱中症特別警戒情報                                                                                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般名称 | 熱中症警戒アラート                                                                                                                                                                              | 熱中症特別警戒アラート                                                                                                                                            |
| 位置づけ | 気温が著しく高くなることにより熱中症による <u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u> 場合<br>(熱中症の危険性に対する気づきを促す)<br><これまでの発表回数><br>R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回,<br>R6:1,722回,R7:1,749回<br><b><u>R8 : 808回 (8月6日時点)</u></b> | 気温が <u>特に</u> 著しく高くなることにより熱中症による <u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u> 場合<br>(全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)<br><br><b>令和6年4月から運用を開始し、発表は一度もない</b> |
| 発表基準 | <b>府県予報区等内のいずれか</b> の暑さ指数情報提供地点における暑さ指数（WBGT）が <b>33</b> （小数点第一位以下四捨五入）に達すると予測される場合                                                                                                    | <b>都道府県内</b> において、 <b>全ての</b> 暑さ指数情報提供地点における翌日の暑さ指数（WBGT）が <b>35</b> （小数点第一位以下四捨五入）に達すると予測される場合                                                        |
| 発表時間 | 前日 <b>午後5時頃</b> 及び 当日 <b>午前5時頃</b>                                                                                                                                                     | <b>前日午後2時頃</b><br>(前日午前10時頃の予測値で判断)                                                                                                                    |

令和8年度運用期間：令和8年4月22日～令和8年10月21日

※令和7年11月から有識者による検討会を開催し、熱中症警戒アラート等の今後の在り方も含めて検証・議論を行い、一部の情報提供地点について、令和8年度から熱中症特別警戒情報の発表の判断の際に参照しないこととした。

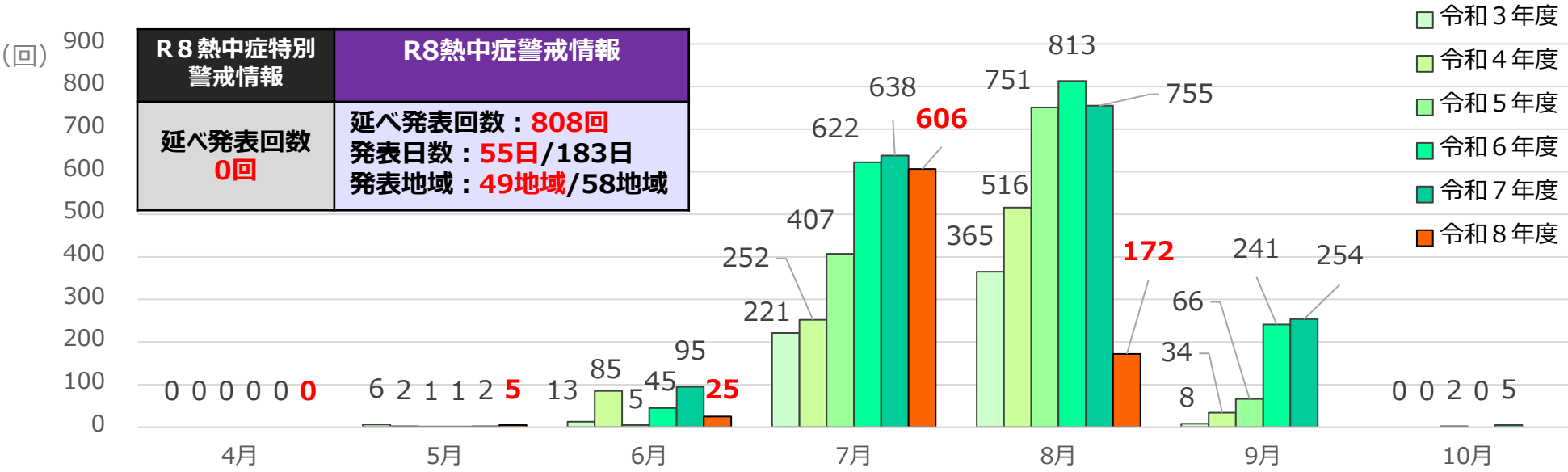
熱中症特別警戒情報・熱中症警戒情報の発表状況（令和8年8月6日時点）

気象庁HP「年・季節・各月の天候」「1か月予報」から引用

令和8年度夏の特徴

- 6月）気温は、中旬に暖かい空気に覆われやすかった北日本で高かった。
- 7月）気温は、日本付近では偏西風が平年より北側を流れたため、暖かい空気に覆われやすかった北・東・西日本でかなり高かった。
- 8月6日発表の1か月予報によれば、北・東・西日本では、向こう1か月の気温は高い見込み。東・西日本では、期間の前半は気温がかなり高くなる所もある見込み。

○熱中症警戒情報の月別の発表実績（令和8年8月6日時点）



（参考）年度別発表実績（延べ発表回数：同一地域を複数回としてカウント）

| 令和3年度<br>4/28～10/27                                                 | 令和4年度<br>4/27～10/26                                                 | 令和5年度<br>4/26～10/25                                                   | 令和6年度<br>4/24～10/23                                                    | 令和7年度<br>4/24～10/23                                                    |
|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 延べ発表回数： <b>613回</b><br>発表日数： <b>75/183日</b><br>発表地域： <b>53/58地域</b> | 延べ発表回数： <b>889回</b><br>発表日数： <b>85/183日</b><br>発表地域： <b>46/58地域</b> | 延べ発表回数： <b>1,232回</b><br>発表日数： <b>83/183日</b><br>発表地域： <b>58/58地域</b> | 延べ発表回数： <b>1,722回</b><br>発表日数： <b>103/183日</b><br>発表地域： <b>51/58地域</b> | 延べ発表回数： <b>1,749回</b><br>発表日数： <b>111/183日</b><br>発表地域： <b>54/58地域</b> |

# 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に関して

## 指定暑熱避難施設の概要

- 市町村長は、その市町村内の一定の要件を満たす施設を、指定暑熱避難施設として指定できる。この指定を受けた施設の通称を、「クーリングシェルター」という。
- 市町村長又はクーリングシェルターとして指定する協定を市町村長との間で締結した施設の管理者は、熱中症特別警戒アラートが発表される際には、指定された施設を開放する。



クーリングシェルターの例

## リンク集の作成・公開

環境省では、市区町村によるクーリングシェルターの指定状況について、環境省熱中症予防情報サイトでリンク集を作成・公開。

[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_shelter.php](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_shelter.php)

### 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）・リンク集

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定している全国の市区町村のウェブサイトへのリンク集をまとめました。一部、都道府県のウェブサイトを含みます。



現在掲載しているクーリングシェルターの指定状況等の情報は、各市区町村から令和8年8月5日までに環境省へ情報提供いただいた内容を整理したものです。

引き続き盛夏に向け、クーリングシェルターの情報を各市区町村から提供いただき、更新を行う予定です。

なお、詳細に関しましては各市区町村のHPをご確認ください。

クーリングシェルターを指定済みの市区町村数

**1259** 市区町村（令和8年8月5日現在）

クーリングシェルター又はいわゆる暑さをしのぐ施設を指定済みの市区町村数

**1410** 市区町村（令和8年8月5日現在）

### 都道府県ごとの情報はこちら

関東地方 ▼ 東京都 ▼ 表示

各市区町村から令和8年8月5日までに情報提供いただいた内容等を基に作成しています。  
各市区町村から情報提供があり次第、順次、情報を更新します。  
最新の情報については、それぞれの市区町村HPをご確認ください。

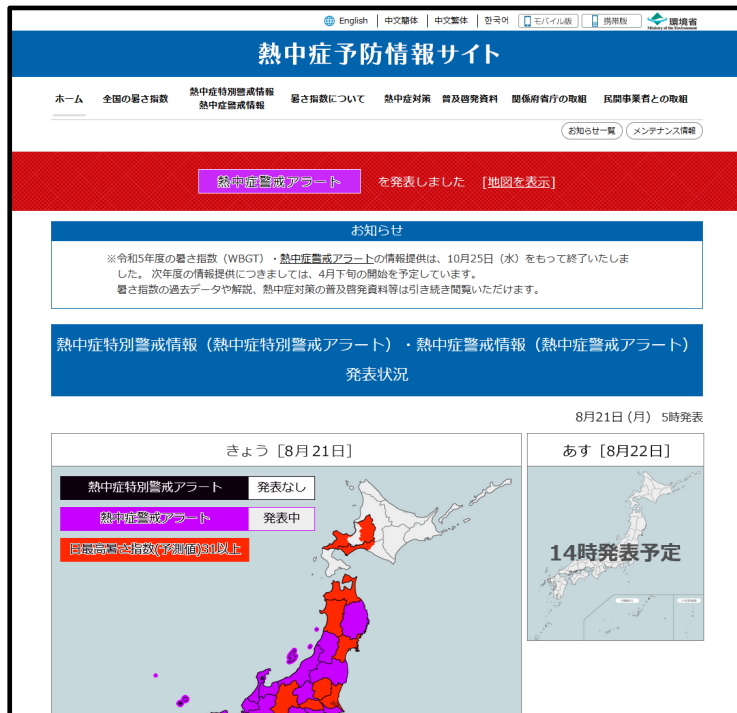
令和8年8月13日

| 市区町村名 | 指定暑熱避難施設に関する市区町村ページのURL                                                                                                                                                           | 暑さをしのぐ施設に関する市区町村ページのURL                                                                                                                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京都   | <a href="https://wbgt.metro.tokyo.lg.jp/effort/coolshare/">https://wbgt.metro.tokyo.lg.jp/effort/coolshare/</a>                                                                   |                                                                                                                                                                                   |
| 千代田区  | <a href="https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/kenko/kenkokenren/cooling-shelter.html">https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/kenko/kenkokenren/cooling-shelter.html</a>   | <a href="https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/kenko/kenkokenren/hitosuzumi-spot.html">https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/kenko/kenkokenren/hitosuzumi-spot.html</a>   |
| 中央区   | <a href="https://www.city.chuo.lg.jp/a0031/kenkouiyou/kenkou/necchusyo/2024423.html">https://www.city.chuo.lg.jp/a0031/kenkouiyou/kenkou/necchusyo/2024423.html</a>               |                                                                                                                                                                                   |
| 港区    | <a href="https://www.city.minato.tokyo.jp/kankyouseisaku/coolingshelter.html">https://www.city.minato.tokyo.jp/kankyouseisaku/coolingshelter.html</a>                             | <a href="https://www.city.minato.tokyo.jp/kankyouseisaku/coolingshelter.html">https://www.city.minato.tokyo.jp/kankyouseisaku/coolingshelter.html</a>                             |
| 新宿区   | <a href="https://www.city.shinjuku.lg.jp/kankyo/kankyo01_000001_00036.html">https://www.city.shinjuku.lg.jp/kankyo/kankyo01_000001_00036.html</a>                                 | <a href="https://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/korei01_002033.html">https://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/korei01_002033.html</a>                                             |
| 文京区   | <a href="https://www.city.bunkyo.lg.jp/b027/p002790.html">https://www.city.bunkyo.lg.jp/b027/p002790.html</a>                                                                     | <a href="https://www.city.bunkyo.lg.jp/b027/p002792.html">https://www.city.bunkyo.lg.jp/b027/p002792.html</a>                                                                     |
| 台東区   | <a href="https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/kankyo/kankyojoyoho/suzumidokoro_taito.html">https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/kankyo/kankyojoyoho/suzumidokoro_taito.html</a> | <a href="https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/kankyo/kankyojoyoho/suzumidokoro_taito.html">https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/kankyo/kankyojoyoho/suzumidokoro_taito.html</a> |

# 熱中症予防情報サイトへのアクセス状況

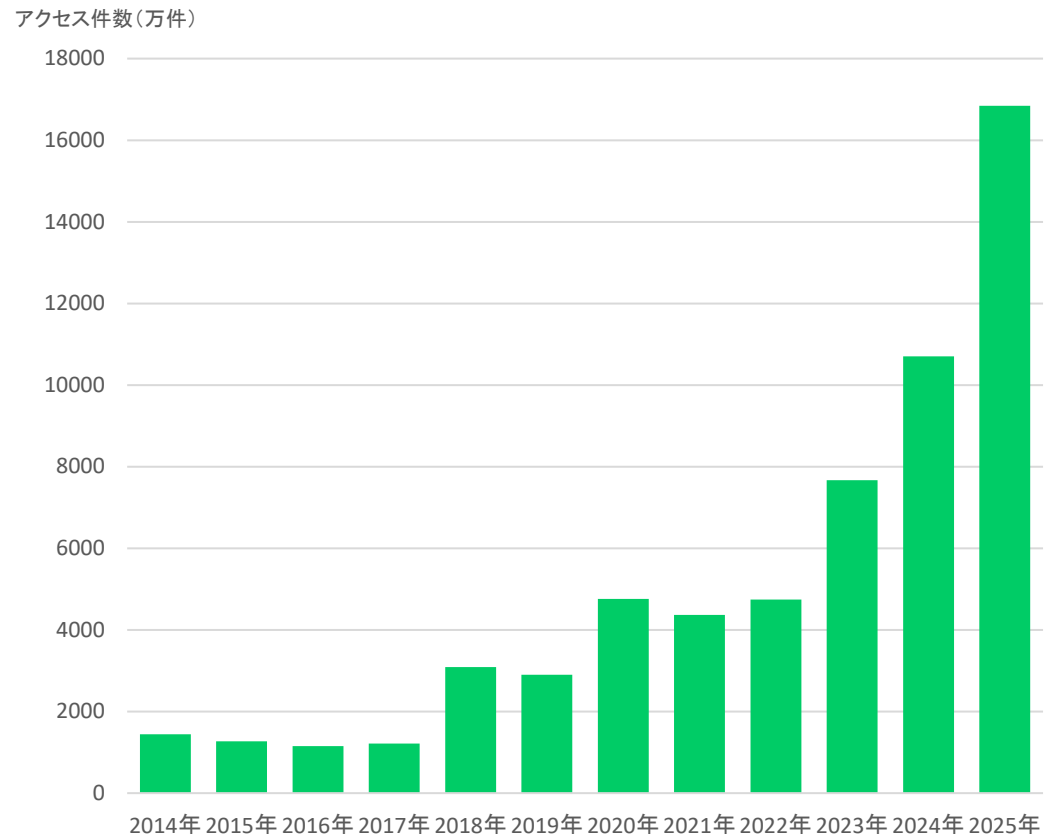
## 熱中症予防に資する情報を 一元的に掲載

- 全国841地点の暑さ指数
- 熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラートの発表状況
- 熱中症の予防方法と対処方法
- 各種リーフレット、マニュアル等
- 環境省、関係府省庁の取組 等



環境省が運営する「熱中症予防情報サイト」へのアクセス数は年々増加しており、令和7年度は累計約1億7千万ビュー（令和6年:約1億1千万、令和5年:約8千万）となっている

熱中症予防情報サイトアクセス件数



<https://www.wbgt.env.go.jp/>

# 普及啓発の取組

- ◆ 『熱中症予防強化キャンペーン』の一環として、関係府省庁や関係機関が一体となり普及啓発を強化し、国民の意識を高めることが重要。
- ◆ 関係府省庁や民間企業等にも協力を募り、効果的な発信を行う。

## 環境省公式SNSによる情報発信

環境省では公式XやFacebook、LINEアカウントから熱中症の情報を発信。

＜登録者数（7月31日時点）＞

X : 約35万人

Facebook : 約1万人

LINE : 約53万人

（LINEは熱中症関連のみの発信）

○ 熱中症関連府省庁と連携し、随時情報発信

## 大型ビジョンを活用した情報発信

原宿表参道ビジョン等の全国21箇所の大型ビジョンにおいて、当該地域の暑さ指数情報を放映。

（7/1～8/31）



## 動画作成・活用

ペンギンさんによる  
熱中症講座。  
（ショート動画）



15秒、30秒、60秒  
の各テーマ別の動  
画を作成し、情報  
発信。



# 企業・団体と連携した普及啓発

## 鉄道事業者によるポスター掲示

主要駅において、ポスターを掲示し、利用者に対して熱中症対策に関する情報発信を実施。  
(7月中旬～9月末)

- R6：全国42箇所
- R7：全国59箇所
- R8：全国66箇所  
(うち、25箇所はデジタルサインージ)



※写真は令和7年度のもの

## 熱中症予防イベント出席

マラソンイベントにて  
ブース出展



熱中症関連イベントにおいて講演  
会を実施



## 企業・団体との連携

日本サッカー協会と連携し動画  
を作成・活用。  
気候変動における  
情報を提供



## ラジオ・テレビCMを通じた普及啓発

高齢者をはじめとした  
幅広い層に情報を  
届けることができる  
ラジオ・テレビにおいて、  
熱中症対策に関する  
情報等を発信。



※ R8年8月放送



## 熱中症予防広報大使

そらジロー及び気象予報士の木原実さんを  
熱中症予防広報大使に任命。



---

## **2. 熱中症対策小委員会における検討状況**

---

# 熱中症対策実行計画の改定に向けて

## 1. 熱中症対策実行計画とは

- ・ 令和5年5月30日に閣議決定。気候変動適応法第16条に定める計画であり、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。
- ・ 中期的な目標（2030年）として、熱中症による死亡者数が、現状（※1）から半減することを目指す。
- ・ 見直しの時期については、「気候変動適応計画（※2）と併せて令和8年度目途に見直すこととし、その後はおおむね5年ごとに見直す」こととされている。

※1：5年移動平均死亡者数を使用。計画策定時に入手可能であった令和4年における5年移動平均死亡者数は1,295名。

※2：気候変動適応法第7条に定める計画であり、5年ごとに見直すこととされている。

**今般、本計画を令和8年度に見直すこととする。**

## 2. 熱中症対策実行計画の改定に当たっての論点

### （1）目標のあり方について

現行計画においては、「中期的な目標（2030年）として、熱中症死亡者数（5年移動平均死亡者数）について、現状から半減することを目指す」としているが、次期計画における目標はどのようにあるべきか（目標年、指標の内容や目指す数値など）。

### （2）関係府省庁の役割分担と連携のあり方について

目標の達成に向け関係府省庁がそれぞれ、または連携して、どのような熱中症対策に取り組むべきか。

### （3）自治体、産業界等の関係主体の取組の促進・支援について

自治体における熱中症対策の取組をどのように促進すべきか。

産業界等その他の主体における取組をどのように促進すべきか。

### （4）熱中症警戒アラート等の情報発信のあり方について

現在の熱中症警戒アラートの情報発信・活用のされ方は適切か。

熱中症予防行動と行動の制限とのバランスをどのようにとるべきか。

### （5）その他

# 熱中症対策実行計画の改定に向けて

## 3. 小委での議論スケジュール（案）

|            |                                                                                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回（4月23日） | <p>（1）目標のあり方について<br/>ヒアリング（国立社会保障・人口問題研究所 井上研究員）</p> <p>（2）関係府省庁の役割分担と連携のあり方について<br/>ヒアリング（消防庁・文科省・スポーツ庁・厚労省・農水省・国交省）</p> |
| 第2回（9月頃）   | <p>（2）関係府省庁の役割分担と連携のあり方について</p> <p>（3）自治体、産業界等の関係主体の取組の促進・支援について</p> <p>（4）熱中症警戒アラート等の情報発信のあり方について</p>                    |
| 第3回（10月頃）  | <p>（5）その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・計画改定の方向性について</li><li>・緩和と適応をつなげるための情報発信のあり方について</li></ul>            |
| 第4回（12月頃）  | 計画改定の方向性のとりまとめ                                                                                                            |

---

### **3. 令和8年熊本地震への対応**

---

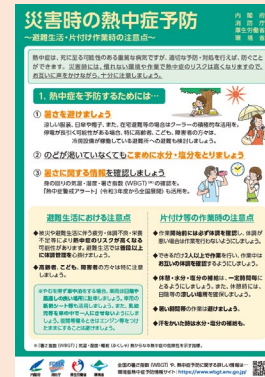
# 令和 8 年熊本地震における熱中症対策

(令和 8 年 8 月 17 日 17 時時点)

## 記録的な酷暑の中、震災復興における熱中症対策に、県・関係省庁・関係機関と連携して対応

### 【避難所における熱中症対策】

- 避難所に飲料水等の物資が十分に行き渡るよう、医療関係者・県・関係府省庁と調整
- 避難生活中にトイレの使用を避けるために水分摂取を控えることがないよう、リーフレット等を活用して注意喚起を行う等の熱中症対策の徹底
- 避難者にリハビリを行う医療従事者等の団体に対して、避難所巡回時に熱中症予防についても避難者へ啓発してもらうよう調整



### 【避難所以外の熱中症対策】

- 車中泊対策として、県や厚生労働省と連携して熱中症とエコノミークラス症候群対策のリーフレットを作成し、県・市町村・医療関係者・警察関係者を通じて個別配布を実施するとともに、道の駅やレンタカー営業所、避難所等へも配布。
- 警察関係者の協力を得て、車中泊避難者への夜間の巡回時に、厚労省や県と連携して作成した「車中泊に関するセルフチェックリスト」を配布。
- ボランティア従事者の熱中症対策に係る事務連絡を発出し、ボランティア団体に対して、活動時の熱中症の注意点を呼びかけるとともに、熱中症対策のリーフレットを現地ボランティアセンターや関係団体へ配布。
- 県・市町が開放可能な民間施設のクーリングシェルターを抽出し、県のウェブサイト等で公開・周知（随時更新予定）
- 被災市町村担当職員等に対して開催された災害廃棄物処理等に関する説明会において、解体作業時等に気を付けるべき熱中症対策のポイントを周知



| 質問                                                                 | 回答 | 対応 |
|--------------------------------------------------------------------|----|----|
| Q1: 乗り降りを繰り返す、急な姿勢の転換に、こめかみに痛みや手足のしびれを感じていませんか？                    | はい | はい |
| Q2: 長時間にわたって車内を移動せずに長時間にわたって同じ姿勢で座り続けていませんか？                       | はい | はい |
| Q3: 足腰が痛くなったり、足がしびれたりしていませんか？                                      | はい | はい |
| Q4: 長時間の車中泊で、眠りに落ちる、または眠りが浅くなることなどがある場合は、車内での休息をとり、必要に応じて、車を移動させる。 | はい | はい |

※車中泊をされている方は、車内での休息をとり、必要に応じて、車を移動させる。また、車内での休息をとり、必要に応じて、車を移動させる。また、車内での休息をとり、必要に応じて、車を移動させる。

---

## 參考資料

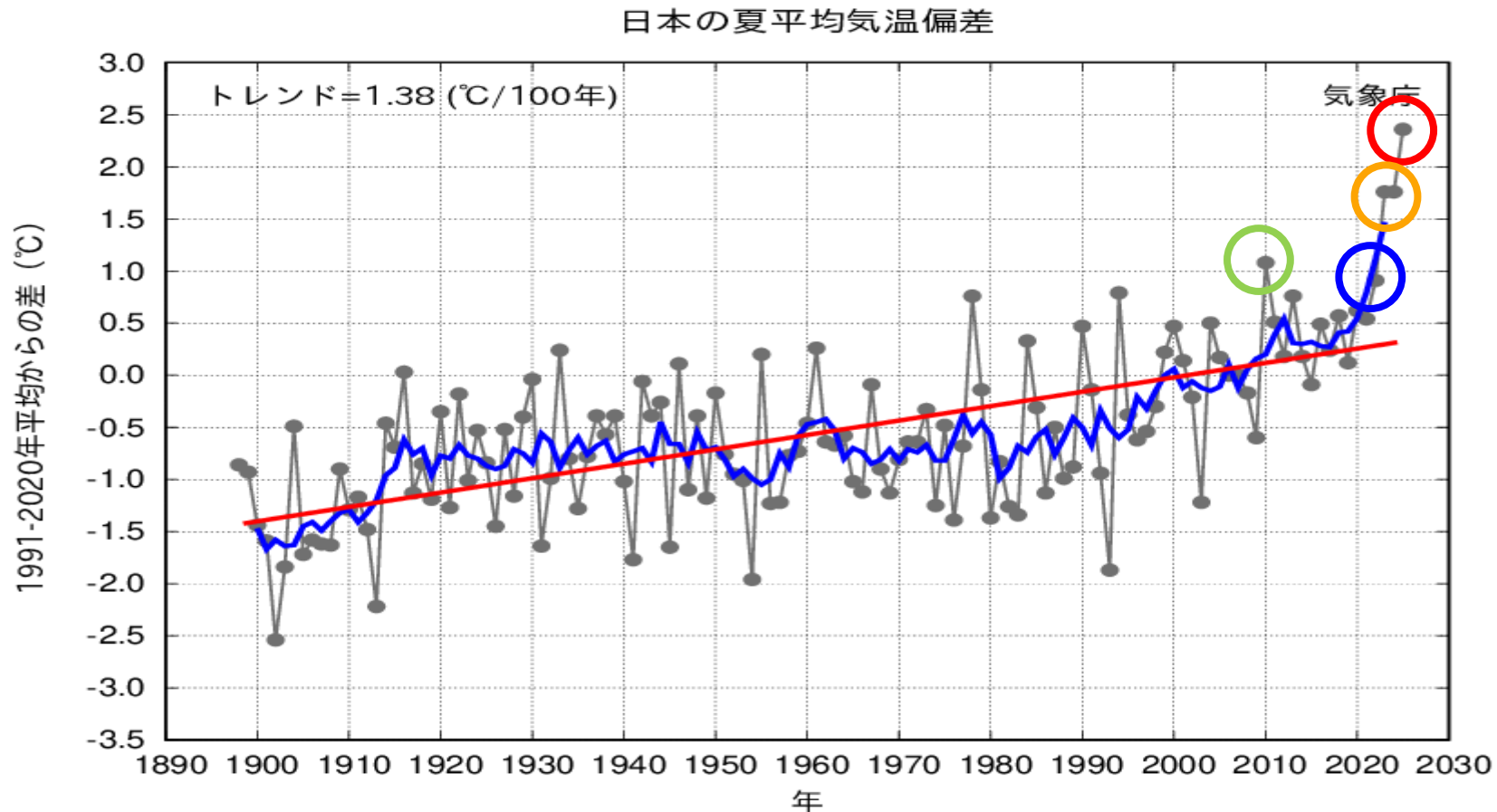
---

# 地球温暖化に伴い、日本の夏の平均気温が上昇

- ◆国内における夏（6～8月）の平均気温は**100年当たり1.38℃の割合で上昇**
- ◆1898年の統計開始以降、**2023年および2024年を上回り、観測史上最も“暑い夏”**

【夏の平均気温が基準値より高い年（1～5位）】

1位：2025年（+2.36℃）、2位：2024年・2023年（+1.76℃）、4位：2010年（+1.08℃）、5位：2022年（+0.91℃）



細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の5年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向。  
基準値は1991～2020年の30年平均値

出典：気象庁 日本の年平均気温を基に環境省が作成

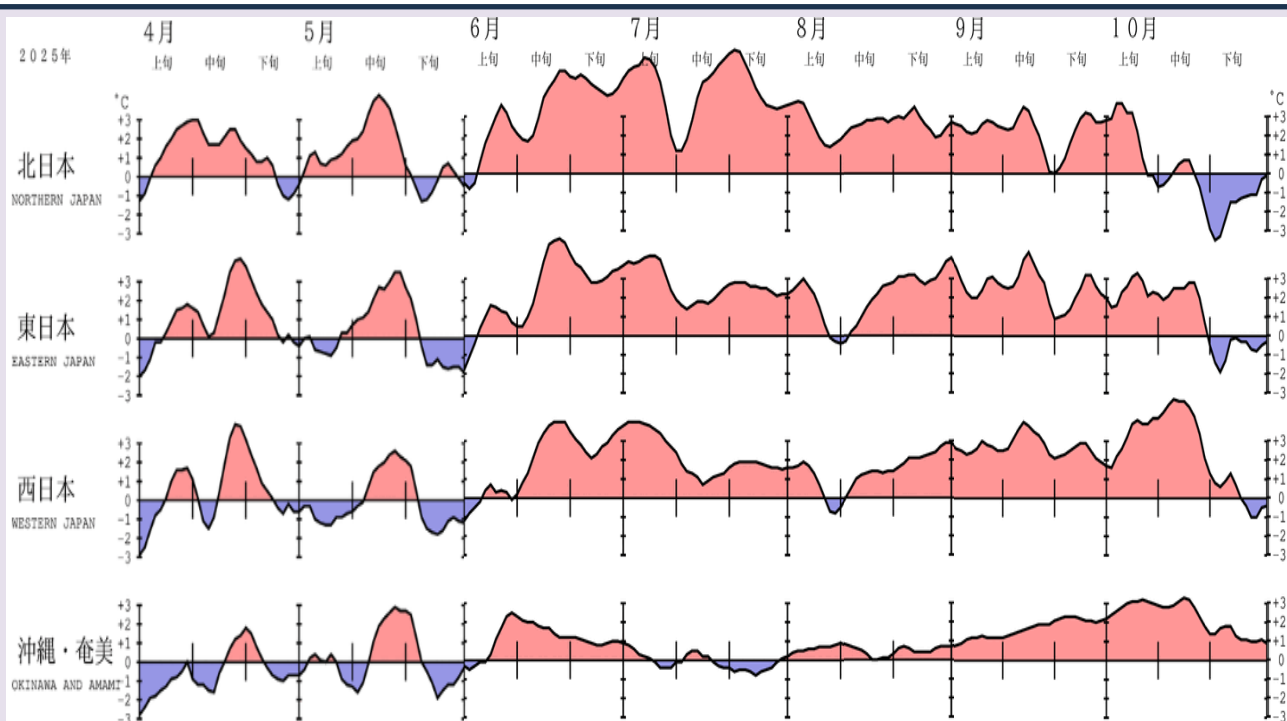
# 令和7年度（4月～10月）の気象の状況

出典：令和7年度第1回熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ（令和7年11月13日開催）資料1

- 6月以降は本州付近への太平洋高気圧の張り出しが強く、晴れて気温が高い日が多かった。
- 日本の夏(6～8月)の平均気温は、これまでの記録を大幅に上回り、3年連続で最も高い記録を更新した。

※気象庁報道発表資料より <https://www.jma.go.jp/jma/press/2509/01a/honshi.pdf>  
<https://www.jma.go.jp/jma/press/2509/05b/kentoukai20250905.pdf>

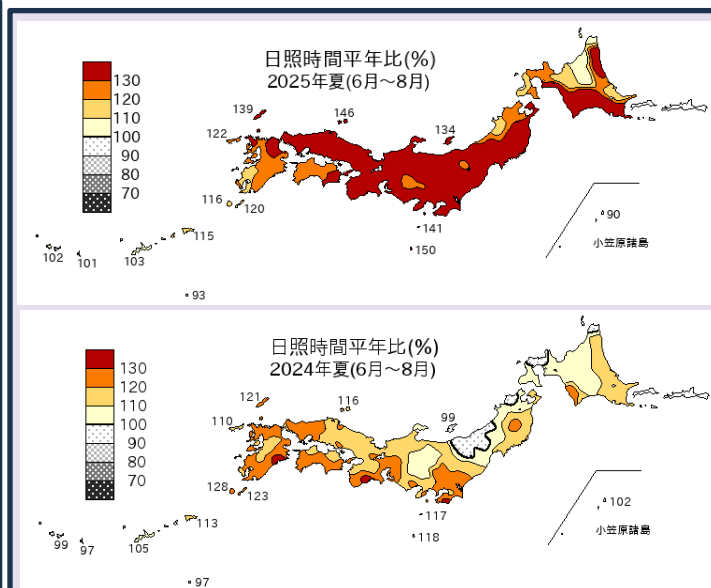
## 令和7年 地域平均気温平年差の経過



- 全国153の気象台等のうち、三宅島、八丈島、父島および南大東島を除いた149地点での観測値を用いる。
- 北日本：北海道地方、東北地方
- 東日本：関東甲信地方、北陸地方、東海地方
- 西日本：近畿地方、中国地方、四国地方、九州北部地方、九州南部

## 夏（6～8月）の日照時間平年比

（上図：令和7年、下図：令和6年）



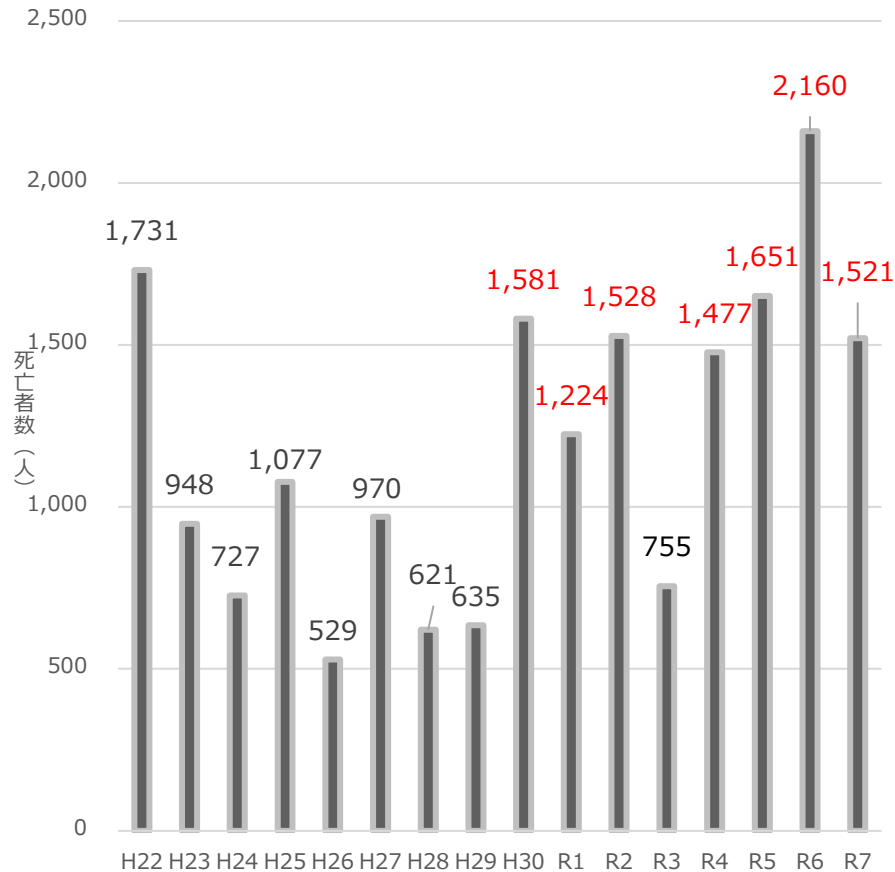
季節の進行がかなり早く、統計開始(1951年)以降最も早く梅雨が明けた地域もあり、北・東・西日本の夏の日照時間はかなり多かった（1946年の統計開始以降東日本では最多）。8月5日には群馬県伊勢崎で国内の歴代最高気温となる41.8℃を観測した。

図は気象庁ホームページから引用

# 熱中症による死亡者の状況

## 熱中症による死亡者の年次推移

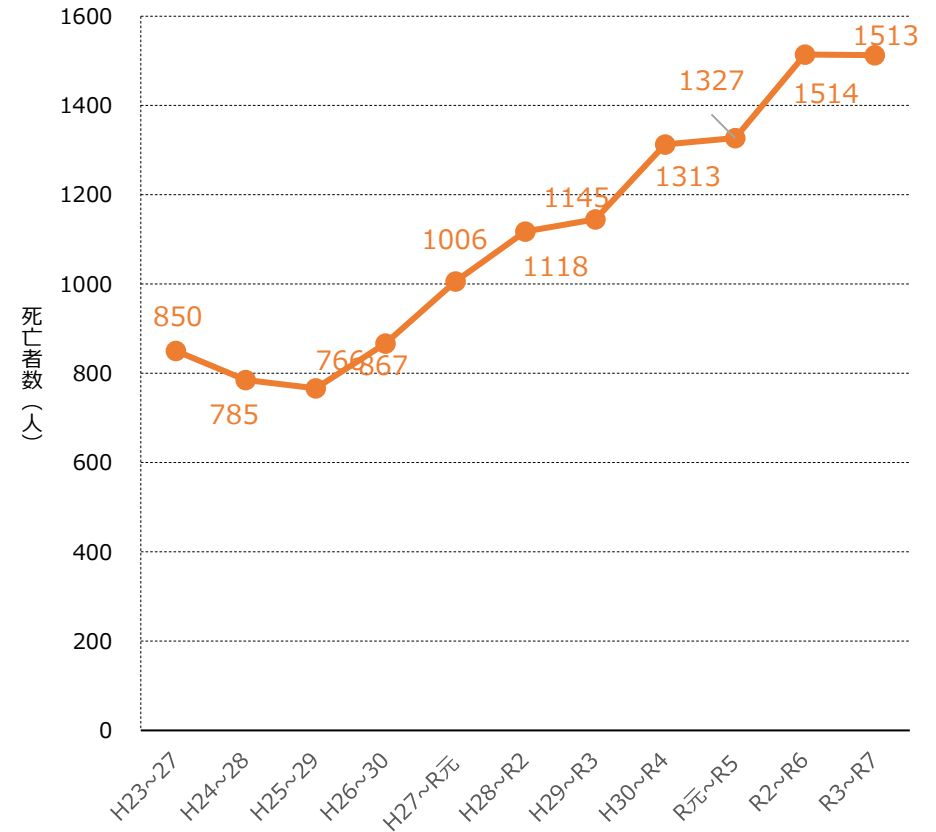
平成30年以降、令和3年を除いて1,000人を超えている



出典：厚生労働省人口動態統計 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html>) ※R7は概数

## 熱中症による死亡者（5年移動平均）の状況

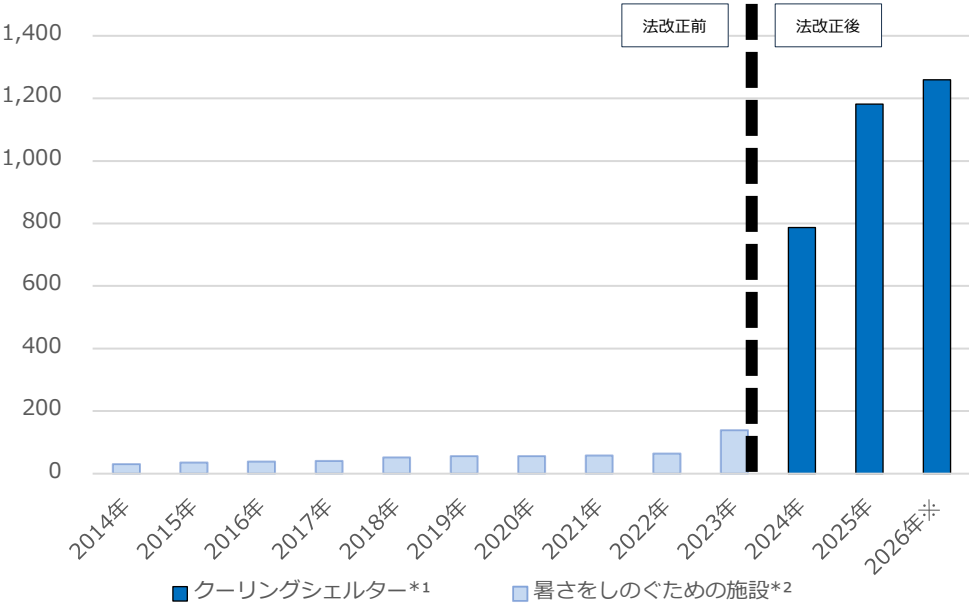
近年の死亡者数（5年移動平均）は、1,000人を超えている



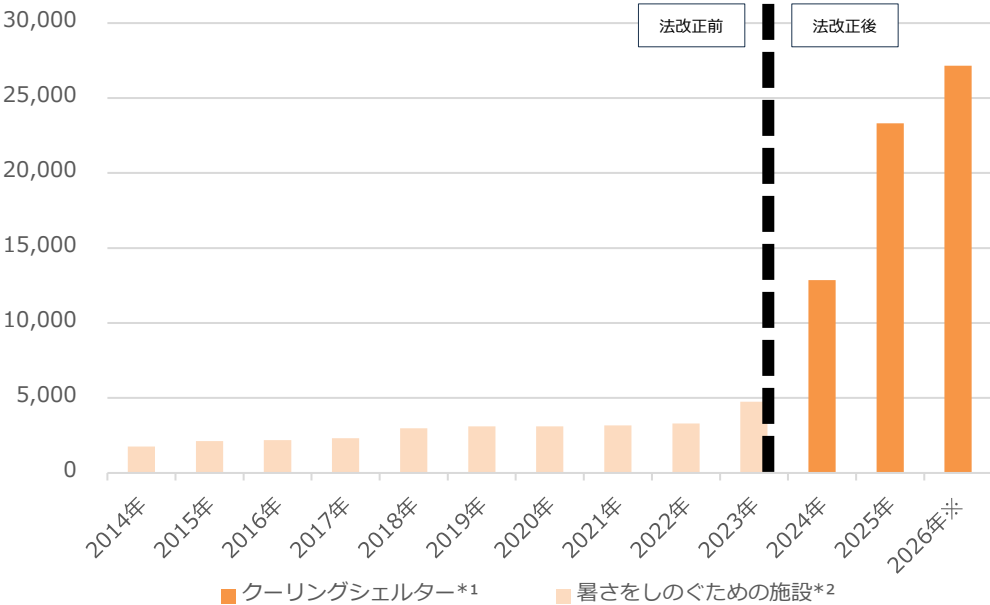
出典：厚生労働省 人口動態統計より環境省作成※R7は概数

# クーリングシェルターを指定している市区町村数及び施設数の推移

指定市区町村数（累計）



指定施設数（累計）



|                                       | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 2025年 | 2026年*4 |
|---------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| クーリングシェルター指定市区町村数（団体）                 |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 787   | 1,182 | 1,259*4 |
| クーリングシェルターまたは暑さをしのぐための施設開設市区町村数*3（団体） | 36    | 39    | 41    | 52    | 56    | 56    | 58    | 64    | 139   | 999   | 1,329 | 1,410*4 |

|                     | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年  | 2025年  | 2026年*4  |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|----------|
| クーリングシェルター施設数*3（施設） | 2,123 | 2,192 | 2,317 | 2,980 | 3,104 | 3,104 | 3,175 | 3,289 | 4,758 | 12,860 | 23,311 | 27,154*4 |

\* 1 気候変動適応法改正法第21条で規定する指定暑熱避難施設  
\* 2 指定暑熱避難施設以外の施設であって、自治体で開設している暑さをしのぐという趣旨に合致している施設  
\* 3 2014年から2023年の値は、令和5年12月実施の「令和5年度熱中症新制度の施行のための調査検討業務」から作成。2024年の値は、令和6年7月2日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ報告を受けた情報から作成。2025年の値は、令和7年5月30日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ10月20日までに報告を受けた情報から作成。  
\* 4 2026年のクーリングシェルター指定市区町村数・施設数及びクーリングシェルター又は暑さをしのぐための施設開設市区町村数は2026年8月5日時点の値を記載している。

## 目 標

中期的な目標（2030年）として、**熱中症による死亡者数が、現状（※）から半減**することを目指す。  
（※ 5年移動平均死亡者数を使用、令和4年（概数）における5年移動平均は1,295名）

## 計画期間

おおむね  
5年間

## 推進体制

**熱中症対策推進会議**（議長：環境大臣、構成員：関係府省庁の局長級）において、計画の実施状況確認・検証・改善、及び新たな施策を検討するとともに、極端な高温の発生時の政府一体的な体制を構築する。

関係者の  
基本的役割

**国**：集中的かつ計画的な熱中症対策の推進、関係府省庁間及び地方公共団体等との連携強化、熱中症と予防行動に関する理解の醸成  
**地方公共団体**：庁内体制を整備しつつ、主体的な熱中症対策を推進  
**事業者**：消費者等の熱中症予防につながる事業活動の実施、労働者の熱中症対策  
**国民**：自発的な熱中症予防行動や、周囲への呼びかけ、相互の助け合いの実施

## 熱中症対策の具体的な施策

## 1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

- 熱中症予防強化キャンペーンの実施
- シーズン前のエアコン点検・試運転の普及啓発
- 電力需給ひっ迫時等においても、節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけ
- 熱中症警戒情報を発表し、各種ルート、ツールを通じて、国民に広く届け、熱中症予防行動を促す
- 救急搬送人員の取りまとめ、公表

## 2. 高齢者、子ども等の熱中症弱者のための熱中症対策

- 熱中症対策普及団体や、福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体等を通じた見守り・声かけ強化
- エアコン利用の有効性の周知

## 3. 管理者がいる場等における熱中症対策

- 【学 校】○危機管理マニュアル等に基づく対応の実施  
○教室等へのエアコン設置支援
- 【職 場】○暑さ指数を活用した熱中症予防実施
- 【スポーツ】○スポーツ施設のエアコン設置支援
- 【災害発生時】○エアコン未設置の避難所への迅速なエアコンや非常用電源の供給支援
- 【農作業】○農作業安全確認運動を通じた普及啓発

## 4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

- 地方公共団体における体制整備
- 指定暑熱避難施設の指定や暑熱から避けるためエアコンのある施設や場の確保
- 指定暑熱避難施設の確保時における再エネや蓄電池等の活用
- 熱中症対策普及団体の指定等、民間の力を活用した熱中症弱者の見守り・声かけ強化
- 地方公共団体向けの研修会等の実施

## 5. 産業界との連携

- 消費者等への普及啓発、商品開発への協力依頼

## 6. 熱中症対策の調査研究の推進

- 高温等に関する情報の提供に向けて、予測技術等の改善

## 極端な高温発生時の対応

## 7. 極端な高温の発生への備え

- 地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、指定暑熱避難施設の確保や運営等に関する事前の準備を含め、体制整備が進むよう、日頃からの見守り・声かけ体制の活用や災害対策の知見・経験の共有等を通じ、支援
- 熱中症特別警戒情報に関する指針や体制の整備
- 熱中症特別警戒情報の在り方について、救急搬送に関する情報等の活用も含め検討
- 熱中症弱者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討

## 8. 熱中症特別警戒情報の発表・周知と迅速な対策の実施

- 熱中症特別警戒情報を広く国民に届け、予防行動を呼びかける
- 指定暑熱避難施設の開放・適切な運用の確認
- 地方公共団体における対策の迅速な実施への協力

## 実行計画の実施と見直し

- 実行計画は、気候変動の状況、熱中症の今後の推移や国民世論の動向等を見据え、**更なる対策の追加や強化について引き続き検討**。極端な高温発生時の推進体制も検討結果に応じ見直し。
- 令和8年度目途に計画を見直す予定。**